

## 大豊グループ人権方針

私たち（大豊工業株式会社および国内外子会社）は、「国連ビジネスと人権に関する指導原則（以下、国連指導原則）」を支持し、これに基づき人権尊重の取組みを進めて参ります。

私たちは、良き企業市民として、人権の尊重、法令遵守はもとより、事業活動、社会貢献活動を通じて、地域社会の発展に寄与することを目指しています。そのための基盤づくりとして、多様な人財が活躍できるよう、安心して働きやすい職場環境の維持・向上に取り組むとともに、従業員が日々の仕事において積極的に変革に挑戦する姿勢を重んじ、こうした挑戦があたり前にできる仕掛けや、組織風土を築く活動に取り組んでいます。

私たちが社会から信頼される企業であるために、大豊社員一人ひとりが日常心がけなければならない「社会的良識に従った誠実な行動」の指針を示し、「強制労働」「児童労働」「賃金の不足・未払い」「過剰・不当な労働時間」「パワハラ」「セクハラ」「外国人労働者の権利侵害」「差別」などの人権侵害を許さない会社風土を構築しております。

なお、本方針は、大豊グループで働く私たち一人ひとりが守るべきものであり、事業活動における人権に関する最上位の方針として位置付けます。

### 1. 人権の尊重へのコミットメント

私たちは、自らの事業活動が直接的又は間接的に人権に影響を及ぼす可能性があることを理解し、他者の人権を侵害しないことに努め、事業活動上生じうる人権への負の影響に対し、真摯に向き合い対応していきます。

また、ビジネスパートナーやその他の関係者が人権に対する負の影響に関与している場合、私たちは、本方針に基づき、これらのパートナーに対し、人権を尊重し、侵害しないよう求めていきます。

私たちは、世界人権宣言等をはじめとする国際規範に学び、人権にまつわる問題に取り組んでいきます。本方針は、国連指導原則に基づき、国際的に認められた人権を尊重し、活動を行う国の国際的な人権に関する義務、ならびに関連する法令の遵守を徹底すべく定めています。万が一、当該国の法規制と国際的な人権規範が異なる場合は、より高い基準に従い、相反する場合には、国際的に認められた人権を最大限尊重する方法を追求します。

### 2. 適用範囲

本方針は、大豊工業株式会社および国内外子会社の全ての役員・社員に適用します。また、大豊グループの製品・サービスに関係する仕入先を含む全てのビジネスパートナーの皆様にも、本方針を理解し、支持していただくことを期待します。

### 3. 人権デューデリジェンス

私たちは、人権尊重の責任を果たすため、人権への負の影響を特定・予防・軽減するために実施されるプロセスである人権デューデリジェンスの仕組みを構築し、これを継続的に実施します。

#### 4. 是正・救済

私たちは、人権に対する負の影響を引き起こした、または負の影響を助長したことが明らかになった場合、適切な手段によってその是正に取り組むとともに、国際基準に基づいた適切な対応を行います。

#### 5. 教育

私たちは、本方針が社内外に浸透するよう、当社の役員・従業員に適切な教育・周知徹底を行います。また、本方針が事業活動全体に定着するよう、関連する方針やガイドライン、その他必要な手続きの中に反映します。

#### 6. 進捗確認と情報開示

私たちは、人権方針の遵守状況を継続的にモニタリングし、必要に応じて改善していきます。人権尊重に関する取り組みやその進捗に関する情報を、当社ホームページなどを通じて適切に開示します。

#### 7. ステークホルダーとの対話・協議

私たちは、人権に対する負の影響について社内外のステークホルダーと対話・協議を行っていきます。

以上、本方針は、大豊工業株式会社の取締役会において、2024年2月28日に承認されています。

2024年2月28日  
大豊工業株式会社  
代表取締役社長  
新美 俊生